

議員提出議案第9号

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則を別記のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

提出者

伊丹市議会議員 公明党 篠原 光宏

伊丹市議会議員 新政会 杉 一

伊丹市議会議員 伊丹維新の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 保田 憲司

伊丹市議会議員 創政会 川井田 清香

伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 服部 好廣

伊丹市議会議員 高塚 伴子

理由

重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員の参集が困難な場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法で委員会等を開くことができるようにするため。

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則（令和５年伊

丹市議会規則第 号）

伊丹市議会会議規則（昭和４１年伊丹市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第８５条（定足数に関する措置）」を「第８５条（定足数に関する措置）」に、「第１５４条（協議または調整を行うための場）」を「第１５４条（協議または調整を行うための場）」に改める。
法の特例）」

第２章第１節中第８５条の次に次の１条を加える。

（出席委員に関する措置）

第８５条の２ この章における出席委員には、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第１０８条に次の１項を加える。

３ 前２項の場合において、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第１１７条に次のただし書を加える。

ただし、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第１３０条に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれていると

きは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第７章中第１５４条の次に次の１条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第１５４条の２ 前条の協議等の場については、重大な感染症のまん延または災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。